

しごとより、  
 いのち。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ  
**毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。**

イベント結果  
 レポート

## 過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。

令和7年11月25日、広島YMCA国際文化センターにおいて「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されました。

冒頭、主催者を代表して広島労働局の木下労働基準部長が登壇し、今年の「過労死等防止対策白書」のポイントの説明から職場の従業員の心と身体の健康の大変さを述べ、挨拶としました。



続いて、「職場のハラスメント～なぜ起こり、どう対処すべきか～」の演題にて、滋賀大学名誉教授の大和田 敏太 氏が登壇されました。ハラスメントの専門家として、社会で等しく過労死をなくしていくために、こういった講演をされているそうです。

「過労死をなくすためには、ハラスメントをなくすことが重要」であり、ハラスメントの動向及び傾向、そしてハラスメント被害者の立場や被害者に接した際の留意点について主に説明されました。

ハラスメント被害者は「なぜ抗議しないのか？」と言われることがあるが、抗議できない状況に陥ってしまうのだということを強調され、また、経営トップが明確な意思を持ちハラスメント防止を宣言することの重要さをお話されました。

次に、過労死遺族の声として、2019年に息子を過労自死にて亡くされた 安部 宏美 さんのお話がありました。息子の真生さんは入社5年目の当時30歳で、長時間労働が原因で命を落とされました。

過労死遺族は、以前は夫を亡くされた妻が多かったが、現在は20～30代の子供を亡くされた親が多いそうです。息子の会社との和解までの道のりや思いをお話しされ、「過労死は個人の問題ではなく、そういう状況に追い込む社会の問題である。命より大切な仕事はありません」と訴えかけられました。



最後に、復建調査設計株式会社の 西岡 洋 氏より働き方に関する企業の取組み事例として発表がありました。固定電話からスマホへの移行、PCのノート化、ITツール導入等により、取引先への対応や意思決定の迅速化、業務の効率化を可能とし労働時間の削減を進めたこと、ワークライフバランスとして年休の取得率及び男性育児休暇の取得率向上を進めたこと、また、変形労働や時差出勤などメリハリのある働き方を可能にしていることなどを紹介されました。

「いろいろと制度はあっても、いかに運用していくかが大事。これからも一歩一歩進めていきたい」として発表を終えられました。

広島労働局・各労働基準監督署では、**過労死をゼロに**するための取組を全力をあげて推進してまいります。

この記事のお問合せ先  
 広島労働局労働基準部監督課  
 ☎ 082-221-9242